

奈半利町母子家庭等医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭等に対して母子家庭等医療費を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「配偶者のない女子」とは、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する者をいう。

3 この条例において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

4 この条例において「母等」とは、母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。

5 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び訪問看護療養費、家族訪問看護療養費をいう。

(助成対象者)

第3条 母子家庭等医療費は、次の各号のいずれかに該当する者で奈半利町の区域内に住所を有する者（以下、「助成対象者」という。）について助成する。

(1) 現に児童を監護し、その者と生計を同じくする母たる配偶者のない女子

(2) 現に配偶者のない母等の監護を受け、その者と生計を同じくする子たる児童

(3) 父母のない児童

(4) 現に前号の児童を監護し、その者と生計を同じくする姉、祖母等であって町長の認めるもの

(助成額等)

第4条 母子家庭等医療費として助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担すべき額（法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は医療保険各法により現金給付される高額療養費若しくは付加給付があるときはその額を控除した額）に相当する額とする。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）の例により算定した額及び健康保険法等の規定により知事が定める看護料の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(助成の制限)

第5条 母子家庭等医療費は、助成対象者の属する世帯の構成、所得等に基づき、規則で定める者

については、助成しない。

- 2 母子家庭等医療費は、助成対象者に係る疾病又は負傷が、第三者の行為によって生じた場合において、その医療に要する費用の一部又は全部について助成対象者が、第三者から賠償を受けたときは、その賠償の限度において助成しない。

(認定)

第6条 助成対象者は、規則で定めるところにより、あらかじめ受給資格について、町長の認定を受けなければならない。

(返還)

第7条 町長は、偽りその他不正行為により母子家庭等医療費の助成を受けた者に対し、既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 母子家庭等医療費を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月27日条例第26号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日条例第40号)

(施行期日)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日条例第11号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。